

平成28年度当初予算要求事業概要

	事業名 消費者行政強化・活性化事業	課名 くらし創造部 消費・生活安全課
--	----------------------	--------------------------

1. 事業目的

- ・地方消費者行政の強化を目的に平成21年度から全国的に消費者行政の集中育成・強化に取り組む期間が始まり、同期間中に全額国の交付金を原資として「奈良県消費者行政活性化基金」を創設した。
- ・同基金を活用して、広域連携への支援等、様々な取組・施策を行った結果、平成23年5月に県内の全市町村で有資格者による消費生活相談窓口が設置されるなど、一定の充実が図られた。
- ・しかし、現在、14市町村の相談窓口が週2日以下の開設にとどまり更なる相談体制の充実が求められている。また、高齢者の消費者被害の増加や悪質商法の手口はますます巧妙化・複雑化するなど消費生活問題は高度化・専門化している。
- ・これらの課題に対応するために、次の取組を行い、県及び市町村の消費者行政の更なる充実・強化を図り、県民の安全・安心な消費生活の実現を目指す。
 - 消費者の自立を支援するため、消費者のライフ・ステージに応じた消費者教育の機会を提供するなどの施策の企画・立案のための、平成27年度に策定した消費者教育推進計画に基づき効果的な施策を推進
 - 被害を未然に防止し、消費者自らが安心して消費生活を送られるよう、必要な情報の提供と消費者に対する啓発を実施
 - 消費者の相談や被害等に速やかに対応するために、消費生活相談体制の充実・強化
 - 巧妙化・複雑化する悪質商法等を行う事業者に対応するための厳正な法執行
- ・平成26年度2月補正予算から、新たに「地方消費者行政推進交付金」が交付されている。
(下記<参考>を参照)

2. 事業期間、事業目標

平成21年度～平成39年度：消費者行政推進交付金及び奈良県消費者行政活性化基金を活用し、県内の消費者行政の充実・強化を目指す。

3. 事業効果の検証、見直しの状況

県及び市町村の消費生活相談等体制の整備を図り、法執行の強化・消費者への啓発を行うことにより、悪質事業者への対処や被害の未然防止を図る。また、消費者教育の推進に対する取組を強化することで消費者の自立を支援し、消費者行政の更なる充実・強化に取り組むことにより、県民の安全・安心な消費生活の実現を目指す。

4. 事業内容

【消費者行政推進交付金に係る経費】

(1) 新 消費者力向上県民等提案事業

県内の団体、グループ、大学等（以下「県民等」という。）と連携し、県民等の消費者力の向上に資するため、県民等が広報・啓発事業を提案し、県民等が主体となって消費者教育の啓発事業等を行う。公募型提案方式で消費者教育啓発講座等の実施及び消費者教育・啓発用資料の作成等の広報・啓発事業の対象事業を選定する。

(2) 新 消費者問題解決調査・研究委託事業

平成26年度において、県消費生活センターにおける60歳以上の高齢者に関する相談受付割合は、35.9%と高く、特に公社債、未公開株、ファンド型投資商品等の詐欺的投資勧誘については、高齢者が巻き込まれやすいと言われており、これらのトラブルにおける被害に高齢者の占める割合は6割以上と高くなっている。このような課題に対し、次年度以降の取組に反映させ、更なる消費者問題の解決を図るための好循環を生み出すことを目的として、次の調査・研究を委託する。

- ・消費者に対する様々な啓発講座やイベントに参加しない、あるいは参加できない地域で孤立する高齢者等に対する効果的な啓発方法

(3) 新 消費者教育啓発自動車購入事業

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者に対する啓発を行うことを目的として、消費者教育に関する移動講座等を機動的に行うことができる、車体に啓発のロゴを表示した消費者行政のための専用自動車を購入する。

(4) 消費者教育啓発事業

消費者教育推進法の施行に伴い、消費者教育に関する意識は高まっている。消費者が公正かつ持続的な社会の形成に積極的に参加する「消費者市民社会」の実現には、消費者教育の推進が不可欠である。この消費者教育の推進のため、消費者が「食の安全・安心」についての正しい知識を習得し、健康的な日常生活を送るためのきっかけとしていただくリスクコミュニケーションの実施や、消費者自身が興味を持って主体的に参加できる、消費者教育ワークショップ、夏休み子ども講座等の体験型・参加型の啓発事業を行う。

(5) 事業者指導強化事業

悪質事業者への対応のため、特定商取引法等に係る厳正な法執行を行うための経費である。

(6) 市町村消費者行政活性化交付金事業

市町村が実施する消費者行政に係る取組(市町村消費者行政活性化事業)に対して助成を行う。

(7) 消費生活相談事業(市町村支援・消費者教育推進)

県消費生活センターに、市町村に対する支援及び消費者教育の推進のために、①市町村においては解決が困難な事案に対する支援を行う相談員(1.6人/日)、②消費者教育の推進に取り組む相談員(1.6人/日)を配置する。

(8) 事業者専門指導事業(法執行強化)

特定商取引法等に係る厳正な法執行を実施するために、消費・生活安全課に事業者専門指導員(警察官OB)を1名配置する。

(9) 消費生活相談員待遇改善事業

質の高い消費生活相談の実施のために、全国的に問題となっている消費生活相談員の待遇改善を目的として、消費者行政の充実・強化の取組を行っている平成21年度以降の日額報酬増の経費2,940円(8,160円→11,100円)の充当を行う(交付金の対象)。

区分	H27実績	H28要求	
既存の相談員	8名	8名	※1
市町村支援	1.6名	1.6名	※2
消費者教育の推進	1.6名	1.6名	※2

※1：基礎報酬部分は経常経費で要求。報酬増額分のみを交付金で充当(※(9))

※2：基礎報酬部分及び報酬増額分を交付金で充当(※(7)及び(9))

【消費者行政活性化基金に係る経費】

(1) 消費者教育推進部会運営事業

平成27年度に策定した奈良県消費者教育推進計画に基づき、部会委員の意見をうかがいながら、効果的な施策を実施し、検証を行い、PDCAサイクルを回しながら、消費者教育を着実に推進する。

(2) 市町村相談窓口支援事業

市町村の相談窓口の支援を目的として、県消費生活センターに、①複雑・高度な案件の法的助言を行う苦情処理専門員（弁護士）を設置し、②市町村に県の消費生活相談員や事業者専門指導員（警察官OB）を派遣しアドバイスを実施する。さらに、③市町村の消費生活相談員や行政担当職員に対する研修会を開催する。

(3) 市町村消費者行政活性化交付金事業

市町村が実施する消費者行政に係る取組（市町村消費者行政活性化事業）に対して助成を行う。

(4) 事業者専門指導事業（市町村支援）

市町村が抱える解決が困難な事案の解決を支援するために、県消費生活センターに事業者専門指導員（警察官OB）を1名配置する。

<参考>

【地方消費者行政推進交付金と地方消費者行政活性化交付金について】

- ・平成26年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、基金は利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制することとされた。
- ・これを受けて、これまで地方消費者行政活性化基金に充当する目的で交付されていた地方消費者行政活性化交付金は、平成27年度から単年度の交付金である「地方消費者行政推進交付金」となった。

【平成28年度における当県への交付額】

- ・平成28年度当初予算における消費者行政推進交付金に係る国の概算要求は、50億円（cf.平成27年度当初：30億円、平成26年度2月補正：20億円）であった。
- ・平成27年10月23日時点で、国の担当者に確認すると、平成28年度当初予算で満額の50億円が認められなくても、昨年度と同様、平成27年度補正予算を要求し、全体で50億円を算定の基準額としたいとの回答を得た。
- ・したがって、基準額を50億円として、昨年度の場合と同様、平成28年度当初予算で30億円、平成27年度補正予算で20億円計上されると仮定して額を算定する。
- ・交付金算定額：64,588千円
- ・算定の詳細については、別紙「消費者行政推進交付金の交付額の算定について」を参照。

【既存の基金残額の活用について】

- ・基金の活用期間は、最大で平成29年度までを目途とするとされ、この基金を活用して行われる消費者行政活性化のための事業については、基金を通じた当面の政策目標である「地方消費者行政強化作戦※」の目標達成に必要な事業に限るものとされている。

※「地方消費者行政強化作戦」：どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するために、相談体制の空白地域解消や相談体制の質の向上等を目標とした消費者庁による取組

【基金残高】

- ・14,268千円（14,268,668円）

【消費者行政活性化基金積立金について】

- ・143千円
- ・基金残高の1%を運用益として基金に編入する。
- ・14,268,668円×0.01=14,268円